

新たな難病・小児慢性特定疾病の医療費助成 ～制度の概要と留意点～

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課感染症・特定疾患グループ

平成27年1月、難病患者に対する医療等に関する法律及び改正児童福祉法が施行され、病床機能報告制度等と並ぶ社会保障制度改革の一環として、難病等の医療費助成が大幅に改正されました。医療現場からの問合せの多い事項を中心に、制度改正の概要をまとめましたので、参考にしてください。

1 対象疾病の拡大

従来为国が定める56の特定疾患は、平成27年1月から法に基づく指定難病として、110疾病まで拡大され、今年7月には、300疾病にまで拡大される予定です。これに伴い、自己免疫性肝炎など道独自の助成事業（以下「道単」）の対象疾患も一部が指定難病へ移行することとなりましたが、スモン、プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるものに限る）、劇症肝炎および重症急性膵炎については、これまでどおり特定疾患治療研究事業の対象のまま変更になっておりません。（劇症肝炎及び重症急性膵炎は、更新のみが対象）

また、この度の制度改正により、生活保護受給者も医療費助成の対象となっています。

小児慢性特定疾病は、従来の11疾患群・514疾患を整理の上、新たな疾患が追加され、14疾患群・704疾病に拡大されました。

2 自己負担の見直し

受給者の方の医療保険適用後の負担割合は、3割から2割に軽減されました。（1割または2割負担の方は従来どおり）

また、これまで医療機関ごとに計算していた自己負担上限額は、複数の医療機関で通算することとし、受診の都度、自己負担上限額管理表に記載することとなります。なお、複数の受給者証をお持ちの場合も1枚の管理表に記載いただくこととなります。

3 レセプト請求の際の留意事項

指定難病の公費負担者番号の最初の2桁は54となります。スモン、劇症肝炎等の特定疾患（国事業）と小児慢性特定疾病は、それぞれ51と52と、制度改正前から変更ありません。

道単の特定疾患も従来どおり83と変更ありませんが、自己負担割合が3割のウイルス性肝炎の医療費助成も同じ83となっており、留意が必要です。受給者証の色（特定疾患はオレンジまたは藤色、肝炎は緑）または受給者番号（ウイルス性肝炎の受給者証は9で始まっている）を参考に、ご確認ください。

なお、本制度は、法定の医療給付となったことから、重度心身障がい者医療給付事業等の地方単独事

業に優先して適用されますので、こちらもご留意願います。（市町村へ償還払い請求が可能な場合あり）

4 指定医療機関および指定医

指定難病および小児慢性特定疾病の公費負担医療請求を行うに当たっては、予め指定医療機関の指定を受けることが必要です。指定難病については道、小児慢性特定疾病については、道、札幌市、函館市または旭川市へ申請していただきます。また、6年ごとに更新の手続きが必要となります。

指定難病の臨床調査個人票、小児慢性特定疾病の医療意見書を記載するためには、指定医の指定を受けていることが必要です。指定医の要件は、医師として5年以上の経験を有し、かつ、厚生労働大臣が定める48の専門医等の資格を有していることまたは道、札幌市、函館市もしくは旭川市が実施する研修を受講していることとなります。ただし、平成29年3月31日までの経過措置として、過去に指定難病等の診療経験を有する場合は、研修を受講していなくても申請が可能となっています。なお、指定医については、5年ごとに更新の手続きが必要となります。

小児慢性特定疾病の認定の基準となる状態に係る取扱いの変更

平成26年12月18日付け雇児母発1218第1号通知により、支給認定の際の基準となる疾病の状態の程度に係る留意事項が示されました。

この通知によると、外科的手術等の治療により原疾病自体の症状が消失しても、原疾病に関連した合併症や原疾病に対する治療による後遺症の治療が必要な場合は、医療費助成の対象となることが明記されました。

また、悪性新生物については、原疾病の治療終了から5年経過後は助成の対象外となりましたが、再発や転移の可能性があり経過観察を行っている場合は、経過年数を問わず助成の対象となること、また、薬物療法や手術等の積極的治療終了後も、原疾病の治療による後遺症等の治療が必要な場合は、医療費助成の対象となることが明記されました。

本通知の解釈により、実質的に助成対象の幅が広がったこととなります。対象疾病の患者の診察に当たる主治医には、ご留意願います。

【問合せ先】

感染症・特定疾患グループ Tel 011-204-5258